

騒音規制法に関する手続き

【霧島市】

手続名	特定施設設置の届出	経過措置としての特定施設設置者の届出	特定施設の数等の変更の届出	騒音防止方法の変更の届出	氏名等変更の届出	使用施設全廃の届出	特定施設設置者たる地位の承継の届出	特定建設作業の実施の届出
手続根拠	法第6条第1項	法第7条第1項	法第8条第1項		法第10条		法第11条第3項	法第14条第1項、又は第2項
手続対象者	指定地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しようとする者。	新たに地域指定又は特定施設が設定された際、既にその施設を設置していた者。	特定施設の数等の変更をしようとする者。	騒音防止の方法の変更をしようとする者。	特定施設設置者の氏名等の変更をしようとする者。	特定施設を設置している者で、使用施設のすべての使用を廃止した者。	特定施設設置者たる地位を承継した者。	指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施行しようとする者。 ※当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。
提出時期	特定施設設置工事の開始日の30日前まで	新規に地域指定又は特定施設が設定された日から30日以内	当該事項の変更に係る工事の開始日の30日前まで		届出事項に変更があった日から30日以内	使用を廃止した日から30日以内	承継があった日から30日以内	作業開始の7日前まで。非常事態の発生により、特定建設作業を緊急に行う必要があった場合は速やかに。
案内情報	原則持参							
添付書類	・ 特定施設の配置図 ・ 特定工場及びその付近の見取図				なし			・ 現場付近の見取図 ・ 特定建設作業の工事工程表で、特定建設作業の工程を明示したもの
提出部数	正本1部・写し1部							
申請書様式	様式第1	様式第2	様式第3	様式第4	様式第6	様式第7	様式第8	様式第9
窓口情報	提出先							
	霧島市長							
	受付窓口							
	本庁環境衛生課又は隼人市民課及び各総合支所市民福祉課							
	相談窓口							
	本庁環境衛生課 【TEL：0995-64-0950(直通) FAX：0995-47-1930】							
受付処理情報	受付処理							
	受付窓口にて届出書に受付印を押印し、文書受発番号を付すること。（隼人市民課及び各総合支所は受け取り後、受付印は押さず、速やかに環境衛生課へ送付してください。）							
	受理証明				受理証明			
	届出書の受理証明として受理書（様式第5）を発行すること。 ※受付の際に届出書に付した文書受発番号と同じ番号を付して発行すること。				受理証明として、受付処理をした届出書（写し）を返却すること。			
	届出書の保管				届出書の保管			
	本庁にて正本を一括保管する。				本庁にて正本を一括保管する。			